

公募による放課後等デイサービス事業所選定基準

(別紙3)

No	審査項目 (大項目)	審査項目 (小項目)	審査基準 (網掛け部分は事前審査項目)	満点
1	事業所の所在 【5】	開所予定地の中学校区内における放課後等デイサービスの所在	①所在しない場合：5点 ②所在する場合：0点	5
2	事業所の設備 【20】	指導訓練室の面積 (児童1人当たりの面積)	①3.5㎡未満：0点 ②3.5㎡以上4.0㎡未満：1点 ③4.0㎡以上4.5㎡未満：2点 ④4.5㎡以上5.0㎡未満：3点 ⑤5.0㎡以上5.5㎡未満：4点 ⑥5.5㎡以上：5点	5
		独立した事務室の設置	①他の居室と独立して設置※：5点 ②上記以外：0点 ※固定された区画により、従業者以外が自由に出入りできないスペースが確保されていること	5
		独立した相談室の設置	①他の居室と独立して設置※：5点 ②上記以外：0点 ※可動式のパーティションによる間仕切りは不可 ※静養室との併用は可	5
		車いすを使用する児童の受入が可能な施設	ア. 指導訓練室が1階に所在 イ. 指導訓練室が2階以上に所在するがエレベーターによる移動が可能 ウ. 車いすが利用可能な通路幅の確保 (利用者が使用する通路のみ) エ. 車いすが使用可能なトイレ面積の確保 ①ア又はイに該当し、かつウ、エの両方を満たす場合：5点 ②ア又はイに該当し、かつウ、エのいずれかを満たす場合：2点 ③上記以外：0点	5

3	人員配置 【20】	人員基準※を上回る職員配置 (管理者、児童発達支援管理責任者、その他従業者を除く。常勤換算)	① 1未満 : 0点 ② 1以上2未満 : 1点 ③ 2以上3未満 : 3点 ④ 3以上 : 5点	5
		従業者のうち常勤職員の人数 (管理者、児童発達支援管理責任者を除く。)	① 1名 : 0点 ② 2名 : 1点 ③ 3名 : 3点 ④ 4名以上 : 5点	5
		従業者のうち専門職員※の配置 (管理者、児童発達支援管理責任者を除く。常勤換算) ※理学療法士、作業療法士、言語聴覚士及び心理指導担当職員等(大学で心理学を専修し、卒業した者で個人及び集団心理療法の技術を有する者、国立障害者リハビリテーションセンター学院の視覚障害学科を履修した者又はこれに準ずる視覚障害者の生活訓練を専門とする技術者養成研修修了者)	① 配置なし : 0点 ② 1未満 : 1点 ③ 1以上2未満 : 3点 ④ 2以上 : 5点	5
		看護職員※の配置 (管理者、児童発達支援管理責任者を含む。常勤換算) ※保健師、助産師、看護師又は准看護師	① 配置なし : 0点 ② 1未満 : 2点 ③ 1以上 : 5点	5

4	障害児福祉への貢献 【5】	障害児相談支援の実施	<p>ア. 公募申込開始日までに本市内を開所予定地とした指定申請書を既に提出</p> <p>イ. 公募申込開始日より直近1年以内に本市内に新規開所した実績を有する</p> <p>①ア又はイを満たす場合：5点</p> <p>②上記以外：0点</p>	5
5	事業の継続性 【15】	本市における安定した放課後等デイサービスの運営実績	<p>ア. 過去2年間、法人の運営において重大な事故や不祥事がない</p> <p>イ. 過去2年間、本市内の放課後等デイサービスにおいて、基準違反による報酬の減算等が生じていない</p> <p>ウ. 本市内の放課後等デイサービス事業所において、過去2年間又は累積での赤字が生じていない</p> <p>①ア～ウの全てを満たす場合：5点</p> <p>②ア～ウの内、2項目を満たす場合：3点</p> <p>③ア～ウの内、1項目を満たす場合：1点</p> <p>④上記以外の場合：0点</p>	5
		必要な運営資金の確保	<p>①事業開始後3ヶ月間に要する費用（人件費及び物件費）相当の資金が確保されている場合：5点</p> <p>②上記以外の場合：0点</p>	5
		適正な収支見通し	<p>ア. 収入見込みが実現可能なものとなっている</p> <p>イ. 支出が適正なものとなっている</p> <p>ウ. 利益が適正なものとなっている</p> <p>①ア～ウの全てを満たす場合：5点</p> <p>②ア～ウの内、2項目を満たす場合：3点</p> <p>③ア～ウの内、1項目を満たす場合：1点</p> <p>④上記以外の場合：0点</p>	5

6	質の高いサービス提供【20】	アセスメントや計画作成のためのスキル (本市が示す事例について、個別支援計画案を作成し提出)	ア. 児童のニーズを反映した計画となっている イ. 保護者のニーズを反映した計画となっている ウ. 目標が具体的かつ実現可能なものとなっている エ. 目標達成に向けた取組が具体的かつ実現可能なものとなっている ①ア～エの全てを満たす場合 : 10点 ②上記以外の場合 : 0点	10
		事業所における支援の質向上の取組	ア. 当該事業所の職員に対し、研修等の計画を作成のうえ、専門知識・技術の向上に向けた取組が想定されている イ. アのほか、当該事業所全体における支援の質向上に向けた取組が想定されている ①ア及びイを満たす場合 : 5点 ②ア又はイのいずれかを満たす場合 : 2点 ③上記以外 : 0点	5
		職員の職場環境向上の取組	取得可能な処遇改善加算のキャリアパス区分により配点 ①キャリアパス区分Ⅰ : 5点 ②キャリアパス区分Ⅱ : 3点 ③キャリアパス区分Ⅲ : 1点 ④上記以外 : 0点	5
7	障害福祉サービスの理解	放課後等デイサービスガイドライン及び運営基準に関する理解	放課後等デイサービスガイドライン及び運営基準に係る確認書の提出がない場合 : ▲20点	—

8	基本方針・ 運営方針 【20】		<p>ア. 子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図るものと考えられる</p> <p>イ. 地域や他の子育て支援施策との連携により、共生社会の実現に資するものと考えられる</p> <p>ウ. 保護者が障害のある子どもを育てることを社会的に支援するものであると考えられる</p> <p>エ. 医療的ケア児や強度行動障害児等、ケアニーズの高い子どもに対して、十分な支援が行われるものと考えられる</p> <p>①ア～エの全てを満たす場合 : 20点</p> <p>②ア～エの内、3項目を満たす場合 : 15点</p> <p>③ア～エの内、2項目を満たす場合 : 10点</p> <p>④ア～エの内、1項目を満たす場合 : 5点</p> <p>⑤上記以外の場合 : 0点</p>	20
合 計				105